

那覇市立小学校及び中学校保護者の皆様

那覇市教育委員会
教育長 田端 一正
(公印省略)

那覇市立小中学校の令和2年8月分の給食費、また新型コロナウィルスによる学校臨時休業に係る学校給食費の調整について(通知)

新型コロナウィルス感染症対策に、ご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

令和2年8月分の給食費、また新型コロナウィルスによる学校臨時休業に係る学校給食費の調整方法等については、下記のとおりの取り扱いといたします。

保護者の皆様方の、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 令和2年8月の臨時休業期間があった学校給食費の調整

調整額：8月分の給食費については、学校が給食提供した回数分を徴収いたします

小学生 247円 (1食単価 247円×1日分)

中学生（1～2年生） 275円 (1食単価 275円×1日分)

中学生（3年生） 1,375円 (1食単価 275円×5日分)

徴収方法：徴収方法につきましては学校側の決定になりますが、例として

- ①徴収した8月分給食費は9月分とみなし、実際の8月分については後日請求する月分に上乗せして請求（ひと月分請求を行わないことになります）
- ②徴収した8月分給食費から減額分を還付する形で、後日請求する分から差引（徴収額が少ない月が発生しますが、毎月徴収することになります）

※実際の徴収方法につきましては、通学中の学校にご確認ください

2 児童生徒・教職員の感染で、学校が臨時休業、または学年、学級が学年、学級閉鎖となった場合の学校給食費の調整

調整額：給食停止となった5日後（「那覇市学校給食センター財務会計規定」から準用）より、再開となるまでの日数を1食単価で減額いたします。

3 調理場に関わる職員の感染で、学校給食の提供ができない場合の学校給食費の調整

調整額：できるだけ給食提供に努め、簡易給食での提供も行いますが、全く給食が提供できない場合については、提供できない日数分を1食単価で減額いたします。

この文書に対する問い合わせ先：那覇市教育委員会 学校給食課 内線 2636
給食費の徴収に関する問い合わせ先：通学中の学校